

議案第 1 号

大和市児童館条例及び大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例について

大和市児童館条例及び大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

平成 21 年 1 月 22 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

議案第 2 号

(仮称)下福田スポーツ広場の利用料金について(諮問)

(仮称)下福田スポーツ広場の利用料金について、大和市スポーツ振興審議会に諮問したいので審議願いたく提案する。

平成 2 1 年 1 月 2 2 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

平成 2 1 年 2 月 日

大和市スポーツ振興審議会
会 長 廣瀬 秀夫 様

大和市教育委員会

（仮称）下福田スポーツ広場の利用料金について（諮問）

（仮称）下福田スポーツ広場の設置に伴い、別添のとおり利用料金を徴収したい
ので、貴審議会の意見を求めます。

仮称)下福田スポーツ広場利用料金について

1 施設の概要

(1) 位置及び面積

【所在地】大和市福田字甲三ノ区310番地外

【面積】13,648.50㎡

〔内訳〕メイングラウンド(約6,194㎡) 有料スポーツ施設

ふれあいの広場(約1,200㎡)

あそびの広場(約875㎡)

駐車場(約875㎡)

その他(約4,504.5㎡) ... トイレ1棟、通路部分等

(2) 施設内容及び利用方法

【利用種目】

・メイングラウンド

少年サッカー、少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、フットサル、ゲートボール、地域行事(運動会など)ほか

・ふれあいの広場及びあそびの広場

地域住民が憩いの場として、子どもたちや親子連れが自由に安心して楽しみ遊ぶことのできる公園的開放スペース。

【利用方法】

・メイングラウンド

施設予約システムによる申込み

・ふれあいの広場及びあそびの広場

供用時間内の出入り自由(ただし、専有利用はできない。)

【利用期間】

1月1日～1月3日、12月29日～12月31日を除く毎日

【供用時間】

午前9時～午後5時(6月15日～9月15日、午前9時～午後6時)

2 利用料金の設定

(1) 利用料金(案)

・メイングラウンド 500円/時間

ふれあいの広場及びあそびの広場 無料

【理由】市内のスポーツ広場の利用料金を比較すると、(3)の表のとおりとなるが、(仮称)下福田スポーツ広場は、市内の他のスポーツ広場と同様に、更衣室など利便上必要な設備の設置をしないことから、他のスポーツ広場

の利用料金を参考に500円とする。

積算方法は(2)に記載

(2) 利用料金の積算

年間管理経費 5,679千円

修繕費、光熱水費、管理費 人件費除く(受益者負担の適正化方針による)

メイングラウンド(有料)の年間管理経費 2,555千円

有料施設部分：無料施設部分 = 4.5 : 5.5

1日当たりの必要収入額 7,787円

1日あたり必要収入額 = (年間管理経費 × 適正負担割合) ÷ (稼働日数 × 稼働率)

= (2,555千円 × 50%) ÷ (359日 × 45.7%) 7,787円/日

適正負担割合は、適正化方針に基づき、年間管理経費の50%
年間稼働日数は、359日(4月1日～12月28日、1月4日～3月31日)

稼働率は、45.7%(宮久保スポーツ広場、桜森スポーツ広場、渋谷西第二スポーツ広場の平成17年度から19年度までの実績の平均値を算出)

1時間当たりの必要収入額の積算 945円

1日当たりの必要収入額 = (7,787円 ÷ 8時間) × (266日 ÷ 359日)

+ (7,787円 ÷ 9時間) × (93日 ÷ 359日)
945円/時間

供用時間は、9時～17時。(6月15日～9月15日は9時から18時)

(3) 利用料金の比較

【市内スポーツ広場】

施設名	利用料金(1時間)	備考
下福田スポーツ広場(クレイ)	900円	適正料金算出
宮久保 [°] スポーツ広場(クレイ)	500円	現行料金
桜森 [°] スポーツ広場(クレイ)	400円	現行料金

【他市のスポーツ広場】

施設名	利用料金(1時間)	備考
おおね公園スポーツ広場(秦野市)	800円(現行料金)	18,500 m ²
秦野戸川公園多目的グラウンド (秦野市)	300円(現行料金)	11,000 m ²
三ツ池公園多目的広場(鶴見区)	500円(現行料金)	5,400 m ²
相模三川公園多目的グラウンド (海老名市)	945円(現行料金)	13,200 m ²

【参考資料】

1 (仮称)下福田スポーツ広場の設置

(1) 経緯

- 平成16年12月 議会で地域からの請願(未利用国有地をスポーツ広場として活用を求める請願書)を採択
- 平成17年 3月 横浜防衛施設局へ「未利用国有地の整備・借用」の打診
- 平成19年12月 基本設計の委託(南関東防衛局)
- 平成20年 2月 大和市スポーツ振興審議会へ説明
教育委員会2月定例会へ説明
- 平成20年 3月 地元説明会(渋谷西地区体育振興会)の開催

(2) 目的

厚木基地周辺に広がる未利用国有地を有効活用し、多目的に使えるスポーツ広場として市民にスポーツとレクリエーションの場を提供するため。

(3) 工事期間(予定)

平成20年12月末～平成21年3月 基盤整備工事(国)

- ・各エリアの整備、水道管の布設と散水栓の設置、管理ネットフェンス設置(出入り口門扉含む)、駐車場エリア整備

平成21年7月～9月 防球ネット等設置工事(市)

- ・メイングラウンドにおける防球ネット(H14m)設置工事、トイレ

設置工事

平成21年10月1日 供用開始予定

(4) 受益者負担の適正化方針(抜粋)

(1) 使用料の算定

使用料徴収基準

負担割合(受益に応じた負担割合区分)

負担割合については、次の区分によるものとします。

区分(注)	負担割合
必需的・基礎的サービス	原則公費負担
必需的	基礎的以上のサービス 受益の25%程度
選択的	基礎的サービス 受益の25%程度
選択的	基礎的以上のサービス 受益の50%程度

(注) 必需的サービス あらゆる市民が利用できるもの。

選択的サービス あらゆる市民が必ずしも利用しないもの。

基礎的サービス ほとんど全ての自治体が提供しているもの。

基礎的以上のサービス 本市で施策(奨励)的に提供しているもの。

施設別適正負担割合(現行有料施設)

対象施設	負担割合		対象施設	負担割合	
	2 5%	5 0%		2 5%	5 0%
保健福祉センターホール			生涯学習センターホール		
社会福社会館			同 会議室		
勤労福社会館			ふれあいプラザ		
スポーツ施設			立体駐車場		
有料公園					
温水プール					

会議室・集会室系の施設は選択的・基礎的サービスとし、その他の施設は選択的・基礎的以上のサービスとします。

2 指定管理者制度の導入

(1) 目的

- ・民間事業者等の知識、能力、経験を活用し、サービスの質の向上と経費の削減を図るため。

(2) 指定管理者が行う業務

- ・施設の管理及び運営に関する業務
- ・施設の利用承認及び利用料金に関する業務
- ・施設を活用した自主事業の開催に関する業務

(3) 選定方法及び指定期間

(仮称)下福田スポーツ広場には、管理拠点となる施設がないことや、市民サービスの向上を考慮し、公募せず(財)大和市スポーツ・よか・みどり財団を指定管理者として選定する。

(財)大和市スポーツ・よか・みどり財団を選定する理由は次のとおりである。

- ・近傍のスポーツ施設の指定管理業務を行っており、現地に管理拠点となる施設がなくとも管理業務を行える体制がある。
 - ・(仮称)下福田スポーツ広場は、現地で施設利用の申込みができないため、利用申込みのための施設を別に設けなければならないが、同条件のスポーツ施設と同様にスポーツセンターで予約申込みを行うことができ、利用者の混乱を避けられる。
 - ・スポーツ施設予約システムのソフト変更が最小限に抑えられる。
 - ・スポーツ施設の指定管理の業務に精通している。
 - ・大和市スポーツ施設設置条例に定める指定管理者の要件を満たしている。
- スポーツ施設の指定管理業務期間が平成23年3月31日に満了するので、今回の指定期間は、それまでの2年間とする。

(4) 指定後の対応

- ・日常のチェックはスポーツ課が行い、年度毎のチェックは大和市スポーツ振興審議会によって行う。

(5) その他

- ・簡易な施設修繕は指定管理者が、大規模修繕は、市の予算対応にて行う。
- ・備品類等は無償貸与とする。

(6) 今後の課題

- ・平成23年度からの公募による指定管理者の選定に向けて、管理運営面での検証を行う。
- ・利用料金については、今後の利用実績等に鑑み、他の有料スポーツ施設と併せての検証を行う。

議案第 3 号

大和市教育委員会における課及び課長職の新設にかかる協議について

大和市教育委員会における課及び課長職の新設にかかる協議について、審議願いたく提案する。

平成 2 1 年 1 月 2 2 日提出

大和市教育委員会

教育長 山 根 英 昭

平成 21 年 1 月 日

大和市長 大木 哲 殿

大和市教育局委員会委員長 田村 繁

大和市教育局委員会における課及び課長職の新設について（協議）

このことについて、以下のとおり、当委員会に課及び課長職を新設するため、当委員会規則及び規程の改正を行いたいので、地方自治法第 180 条の 4 第 2 項及び同法施行令第 132 条第 1 号に基づき、協議します。

【新設する課の名称】

青少年相談室

《分掌事務》

- (1) 青少年相談に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) 教育支援教室に関すること。
- (4) 街頭補導及び継続補導に関すること。
- (5) 社会環境浄化活動に関すること。
- (6) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。
- (7) 相談室の管理運営に関すること。
- (8) その他相談室内の総務に関すること。

【新設する課長職の名称】

青少年相談室長

【改正を行う教育委員会規則及び規程】

- 1 大和市教育局委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和 40 年大和市教育局委員会規則第 2 号）
- 2 大和市教育局委員会の職員の職の設置等に関する規則（昭和 40 年大和市教育局委員会規則第 6 号）
- 3 大和市教育局委員会事務決裁規程（昭和 43 年大和市教育局委員会訓令第 1 号）
- 4 大和市教育局委員会の職員の職務等に関する規程（昭和 58 年大和市教育局委員会訓令第 2 号）

< 添付書類 >

- 1 大和市教育局委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則 新旧対照表案
- 2 大和市教育局委員会の職員の職の設置等に関する規則 新旧対照表案
- 3 大和市教育局委員会事務決裁規程 新旧対照表案
- 4 大和市教育局委員会の職員の職務等に関する規程 新旧対照表案

< 留意事項 >

新旧対照表案は、本協議日現在の組織名称及び補職名において作成している。

事務担当 教育総務部総務課庶務調整担当
内線 5 2 0 3

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則 < 略 > (部等の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の部、課、室及び担当を置く。</p> <p><u>教育部</u> < 略 > (青少年相談室)</p> <p>第8条 青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年相談に関すること。 (2) 教育相談に関すること。 (3) 教育支援教室に関すること。 (4) 街頭補導及び継続補導に関すること。 (5) 社会環境浄化活動に関すること。 (6) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。 (7) 相談室の管理運営に関すること。 (8) その他相談室内の<u>総務</u>に関すること。</p> <p>2 青少年相談室は、<u>教育部</u>に属する。 < 略 ></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則 < 略 > (部等の設置)</p> <p>第3条 事務局に次の部、課、室及び担当を置く。</p> <p><u>教育総務部</u> < 略 > (青少年相談室)</p> <p>第8条 青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年相談に関すること。 (2) 教育相談に関すること。 (3) 教育支援教室に関すること。 (4) 街頭補導及び継続補導に関すること。 (5) 社会環境浄化活動に関すること。 (6) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。 (7) 相談室の管理運営に関すること。 (8) その他相談室内の<u>庶務</u>に関すること。</p> <p>2 青少年相談室は、<u>生涯学習部青少年センター</u>に属する。 < 略 ></p>

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則</p> <p>< 略 ></p> <p>第 5 条 所管機関のセンター及び館に館長、所に所長、<u>青少年相談室に室長</u>、場到场長、視聴覚ライブラリーに館長、担当に館長補佐、所長補佐、<u>室長補佐</u>及びチーフを置く。</p> <p>< 略 ></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則</p> <p>< 略 ></p> <p>第 5 条 所管機関のセンター及び館に館長、所に所長、場到场長、視聴覚ライブラリーに館長、<u>青少年相談室に室長</u>、担当に館長補佐、所長補佐及びチーフを置く。</p> <p>< 略 ></p>

大和市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大和市教育委員会事務決裁規程</p> <p>< 略 > (用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 職位 組織上の地位をいう。</p> <p>(2) 権限 職務を遂行するために必要な指揮、命令、決定等を行う職務上の決定権をいう。</p> <p>(3) 決定 決裁の過程における各職位の意思決定をいう。</p> <p>(4) 決裁 案件の内容を確定する最終職位の意思決定をいう。</p> <p>(5) 代決 教育長又は決裁する者が旅行その他の理由により決裁できない場合(以下「不在」という。)は、この訓令の定める者が代わって決裁することをいう。</p> <p>(6) 専決 課長及び課長補佐の決裁事項のうち別表に規定する事項を当該課長及び課長補佐の管理の下において、所定職員を指定して、実務上行使させることをいう。</p> <p>(7) 部長 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第4条に規定する部長をいう。</p> <p>(8) 次長 規則第4条に規定する次長をいう。</p> <p>(9) 課長 規則第4条に規定する課長及び室長並びに教育研究所長、図書館長、生涯学習センター館長、青少年センター館長及び青少年相談</p>	<p style="text-align: center;">大和市教育委員会事務決裁規程</p> <p>< 略 > (用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 職位 組織上の地位をいう。</p> <p>(2) 権限 職務を遂行するために必要な指揮、命令、決定等を行う職務上の決定権をいう。</p> <p>(3) 決定 決裁の過程における各職位の意思決定をいう。</p> <p>(4) 決裁 案件の内容を確定する最終職位の意思決定をいう。</p> <p>(5) 代決 教育長又は決裁する者が旅行その他の理由により決裁できない場合(以下「不在」という。)は、この訓令の定める者が代わって決裁することをいう。</p> <p>(6) 専決 課長及び課長補佐の決裁事項のうち別表に規定する事項を当該課長及び課長補佐の管理の下において、所定職員を指定して、実務上行使させることをいう。</p> <p>(7) 部長 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第4条に規定する部長をいう。</p> <p>(8) 次長 規則第4条に規定する次長をいう。</p> <p>(9) 課長 規則第4条に規定する課長及び室長並びに教育研究所長、図書館長、生涯学習センター館長及び青少年センター館長をいう。</p>

新	旧
<p>室長をいう。</p> <p>(10) 課長補佐 規則第4条及び第5条に規定する課長補佐、室長補佐、 所長補佐及び館長補佐をいう。</p> <p>(12) チーフ 規則第4条及び第5条に規定するチーフ及び視聴覚ライ ブラリー館長をいう。</p> <p>(13) 所管機関 大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関す る規則(昭和40年大和市教育局規則第2号)第2条第2号に規定す る所管機関のうち、教育研究所、図書館、生涯学習センター及び青少年 センターをいう。</p> <p>< 略 ></p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</p>	<p>(10) 課長補佐 規則第4条及び第5条に規定する課長補佐、室長補佐、 所長補佐及び館長補佐並びに青少年相談室長をいう。</p> <p>(12) チーフ 規則第4条及び第5条に規定するチーフ及び視聴覚ライ ブラリー館長をいう。</p> <p>(13) 所管機関 大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関す る規則(昭和40年大和市教育局規則第2号)第2条第2号に規定する 所管機関のうち、教育研究所、図書館、生涯学習センター及び青少年セ ンターをいう。</p> <p>< 略 ></p>

大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程新旧対照表

新	旧
<p>大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程</p> <p>< 略 ></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職位 組織上の地位をいう。</p> <p>(2) 職務 職位に課せられた業務をいう。</p> <p>(3) 責任事項 職務の遂行に伴う活動を列挙したものをいう。</p> <p>(4) 調整 方針に対する 2 以上の立案等の相互補完、均整又は統合を図ることをいう。</p> <p>(5) 統制 行政執行の過程における時間的歩度及び方向の制御をいう。</p> <p>(6) 指揮監督 職務の執行に際し、下位の職位に対して方針、基準、手続等を示し、その行為が職務の達成上不適当なことがないかどうか監視し、必要に応じ適切な措置をとることをいう。</p> <p>(7) 部長 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(昭和 40 年大和市教育委員会規則第 6 号。以下「規則」という。)第 4 条に規定する部長をいう。</p> <p>(8) 次長 規則第 4 条に規定する次長をいう。</p> <p>(9) 課長 規則第 4 条に規定する課長及び室長並びに教育研究所長、図書館長、生涯学習センター館長、<u>青少年センター館長及び青少年相談室長</u>をいう。</p>	<p>大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程</p> <p>< 略 ></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職位 組織上の地位をいう。</p> <p>(2) 職務 職位に課せられた業務をいう。</p> <p>(3) 責任事項 職務の遂行に伴う活動を列挙したものをいう。</p> <p>(4) 調整 方針に対する 2 以上の立案等の相互補完、均整又は統合を図ることをいう。</p> <p>(5) 統制 行政執行の過程における時間的歩度及び方向の制御をいう。</p> <p>(6) 指揮監督 職務の執行に際し、下位の職位に対して方針、基準、手続等を示し、その行為が職務の達成上不適当なことがないかどうか監視し、必要に応じ適切な措置をとることをいう。</p> <p>(7) 部長 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(昭和 40 年大和市教育委員会規則第 6 号。以下「規則」という。)第 4 条に規定する部長をいう。</p> <p>(8) 次長 規則第 4 条に規定する次長をいう。</p> <p>(9) 課長 規則第 4 条に規定する課長及び室長並びに教育研究所長、図書館長、生涯学習センター館長<u>及び</u>青少年センター館長をいう。</p>

新	旧
<p>(10) 課長補佐 規則第4条及び第5条に規定する課長補佐、室長補佐、所長補佐及び館長補佐をいう。</p> <p>(11) チーフ 規則第4条及び第5条に規定するチーフ及び視聴覚ライブラリー館長をいう。</p> <p><略></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この訓令は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(10) 課長補佐 規則第4条及び第5条に規定する課長補佐、室長補佐、所長補佐及び館長補佐<u>並びに</u>青少年相談室長をいう。</p> <p>(11) チーフ 規則第4条及び第5条に規定するチーフ及び視聴覚ライブラリー館長をいう。</p> <p><略></p>

第一百八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関(以下本条中「事務局等」という。)の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

地方自治法施行令(政令)

第一百三十二条 地方自治法第一百八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等(以下「事務局等」という。)の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 局部若しくは課(これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。)又は地方駐在機関(その下部機構を除く。次号において同じ。)の新設に関する事項
- 二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項
- 三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項
- 四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当、期末特別手当及び旅費の支給の基準に関する事項
- 五 職員の意に反する休職の基準に関する事項
- 六 定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の基準に関する事項
- 七 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十五条の規定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による営利企業等の従事の許可(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条の規定の適用がある場合を除く。)の基準に関する事項